

令和元年 12 月 13 日
大阪市条例 36 号

大阪市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 68 条の 5 第 1 項の規定に基づき、社会福祉住居施設のうち、法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号。以下「設備運営基準」という。）（第 12 条第 6 項第 1 号ハ及び附則第 3 条を除く。）に定めるところによる。

(居室の床面積)

第 4 条 無料低額宿泊所の 1 の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43 平方メートル以上とする。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第 5 条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している無料低額宿泊所が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。